

# 令和5年第12回教育委員会会議録

## 1 日時

令和5年7月24日（月）10時00分

## 2 場所

教育委員会会議室

## 3 出席者

教育長：石橋正信

教育委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：福田教育次長、木下理事

中尾総務部長、吉安教育環境部長、浦塚教育支援部長、齊藤指導部長

中野総務課長、宮川生涯学習課長、川村教育環境課長、杉本給食運営

課長、井上小学校教育課長、永野中学校教育課長、大坪高校教育課

長、松本発達教育センター所長

赤坂経済観光文化局文化財活用部文化財活用課調査普及係長

## 4 会議事項

### (1) 付議事項

付議案第48号 教科用図書について

付議案第49号 教科用図書について

付議案第50号 教科用図書について

付議案第51号 教科用図書について

付議案第52号 文化財の指定解除について

付議案第53号 附属機関委員の人事について

付議案第54号 附属機関委員の人事について

付議案第55号 附属機関委員の人事について

付議案第56号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

付議案第57号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

### (2) 臨時代理報告事項

なし

### (3) 協議・報告事項

協議・報告ア 公益財団法人福岡市学校給食公社の経営状況を説明する書類について

## 5 開会

教育長開会を宣告 10時00分

付議案第50号及び第51号は事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、付議案第52号は意思形成過程の案件のため、付議案第53号から第55号までは人事に関する案件のため、付議案第56号及び第57号は議会の議決を経るべき議案に関する案件のため、協議・報告アは議会に報告する案件のため、議決により非公開とされた。

## 6 付議事項

### ▼付議案第48号 教科用図書について

井上課長、永野課長及び松本所長より説明

《継続審議》

[質疑等]

(町委員)

- 教科用図書の採択については、教育委員の主な任務の一つ、住民による意思決定、レイマンコントロールの役割を担っていると思っている。そういう意味では責任重大と考えている。二点お尋ねだが、資料30ページ、カに「『一』という評価は妥当なのか」とあるが、何故このようなことになったのか。というのも、私は今回、全教科の評価を細かく調べてみたが、調査研究委員会と研究会との違いが出ている唯一の部分がここであった。後は全部一緒であった。また、資料3の学校名のところに番号が振ってあるが、これは、学校名を分からないようにしているのか、それとも、学校番号順にしているのか。

(井上課長)

- 一点目の国語科の評価については、研究会と調査研究委員会の役割を申しあげると、研究会で基礎資料を作成し、所見を記し二重丸、丸の評価を行う。その所見に示されている内容や評価が妥当であるかどうかというところで幅広い意見をいただくのが調査研究委員会である。今回は概ね研究会と調査研究委員会の評価と変わりはないが、国語については、研究会が、発展的な内容について評価が難しいのではないかとということで、「評価なし」の「一」としているところがあった。研究会の意図としては、この項目について、当該の学年を超えた内容が示されていないということで評価しにくいということであった。しかし、調査研究委員会においては、各教科の審議を行う中で、他の教科においては学年を超えた内容だけではなく、学校外での生活に生かすことができるものであるといったことや、他の教科との関連が図れるものがあるといったことから、発展的な内容と捉えて評価していることもあったので、国語についてもその点から評価できるの

ではないかということに至った。そこで、調査研究委員会においては当該の項目について評価しようということになった。二点目の資料3の番号は、学校番号でなく、ランダムに並べているものである。

(町委員)

- 私は、今回で5回目の教科用図書採択に携わるが、調査研究委員会と研究会とで意見がひっくり返るようなことがあったが、今回は100パーセント同じであり、よく議論されていると思った。まさか100点が50点になったり50点が100点になったりということはないだろうなと思いチェックしてみたが、それは一点もなかった。そういう意味では安心した。後は中身についてこれから我々の目でレイマンコントロールとして見たときに、教員のプロのみなさんから見ると、これは我々が考えていることと違うという意見が出るかもしれないが、その辺りはご容赦いただきたい。

(徳成委員)

- 資料もたくさんいただいたので、これから実際に教科用図書見本本を見て精査していきたいと思う。一点お尋ねだが、学校長意見について、それぞれ濃淡はあるが、かなり意見が上がってきている。学校現場で、学年、教科の先生方が教科用図書見本本を見られて、校内で一定の議論を行って学校長がまとめるというやり方で間違いないか。

(井上課長)

- 徳成委員が延べられたとおり、まず教員が調査をして、その後学校の中でとりまとめ、議論を行った上で学校長意見として提出している。

(原委員)

- 調査研究報告書については、研究会から上がってきた内容について、研究委員会の方で審議したものだと思うが、各教科で違う観点が記載されているが、どういったところでそれぞれ答えているのか趣旨をお示しいただきたい。

(井上課長)

- 調査報告書の審議内容については、主に、各教科において報告書の評価や所見の内容について特に疑義が生じ議論したところを示している。

#### ▼付議案第49号 教科用図書について

大坪課長及び松本所長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- 福岡市は市立高校が4校であり、人事異動であまり異動されない教科の先生がいると思う。そうすると使用する教科用図書がずっと固定されて、何十年という

ことはないと思うが、例えば、同じ先生が担当されて、使用する教科用図書がずっと変わっていないといった弊害はあるか。

(大坪課長)

- 正確な資料はないが、例えば国語であれば市立高校4校で異動するし、県との交流で県立高校に異動することもある。そういった中で教科用図書については、教員の異動に伴い、あらためて今の学校に合った教科用図書を比較検討するような体制になっている。

▼付議案第50号 教科用図書について

松本所長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第51号 教科用図書について

松本所長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第52号 文化財の指定解除について

赤坂係長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第53号 附属機関委員の人事について

杉本課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第54号 附属機関委員の人事について

宮川課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第55号 附属機関委員の人事について

宮川課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第56号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

川村課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第57号 議会の議決を経るべき議案に関することについて  
川村課長より説明  
《原案どおり可決》

7 臨時代理報告事項  
なし

8 協議・報告事項

▼協議・報告ア 公益財団法人福岡市学校給食公社の経営状況を説明する書類について  
杉本課長より説明

9 閉会

教育長閉会を宣告 11時36分